



## インターネットで 安心してクスリを買うために

一般社団法人ECネットワーク

理事 沢田登志子

2013.3.13

<http://www.ecnetwork.jp/>

## 消費者の選択肢を奪わないでください



☆対面で買いたい人は対面で。ネットで買いたい人はネットで。

☆消費者は、場面によって使い分けたい。

(例)

- これから大事なプレゼンをするのに咳が止まらない。飛び込んだ薬局で、薬剤師さんに相談しながら即効性のある咳止めを購入した。
- 常備している風邪薬が残り少なくなった。ドラッグストアかネットで、ポイント2倍キャンペーンの時に買っておこう。
- ガスター10を初めて買うので、仕組みや副作用について、メーカーのウェブサイトとネット薬局の説明をじっくり読んで理解した。禁忌事項も該当しないことがわかった。

☆安全性について“よほどの懸念”がない限り、消費者の選択の自由を奪うべきではない。

☆安全性・信頼性・利便性に関するサービス間競争は大歓迎。

## とはいえ悪質事業者対策は不可欠



☆基本は法執行。国境を越えて国内に飛び込んでくる模倣医薬品など違法情報・違法取引に対しては、他の分野とも連携し、法執行機関間の国際協力など国際的な枠組みによって解決すべき。

\* 麻薬、児童ポルノ、迷惑メール、賭博、詐欺、マルチ商法…

☆加えて、「十分な知識のない消費者が、合法的な販売であると誤認しない仕組み」「違法性を外形的に判断しやすい仕組み」をどう作るかが課題。

→タバコ警告表示のようなアプローチはどうか？

\* 例えば次のような表示 & リンクを全ての(国内外を問わず日本語の)医薬品販売サイトに義務付け、違反の通報を受けてプロバイダーに削除依頼するなど。

○医薬品の販売には厚生労働省の許可が必要です。  
このサイトで初めて購入する場合には、こちらで許可番号等を確認してください。

○医薬品には副作用があります。体に合わない薬やまちがった使い方は、健康被害を起こす可能性があります。  
購入しようとする医薬品の適法性や副作用等について、購入前にこちらで必ず確認してください。

\* イメージです

## 消費者目線での未来予想図



☆専門家による24時間ネット相談

土曜の晩に子供が発熱。明日は病院は休み。薬局も既に閉店。救急病院に連れて行くべきか、家にある解熱剤を飲ませて様子を見ても大丈夫か??夜中でも専門家に相談でき、病院が開くまでの間、子供が少しでも楽になるように副作用の少ない薬を買いばんで届けてくれたら…

☆購入後フォローアップ

薬剤師さんにアドバイスを受けながら、初めてのクスリをネットで購入した。数日後、そのショップから、「その後、如何ですか?症状は良くなりましたか?どこか具合が悪くなったりましたら仰ってください」とメールが届いた。このクスリは、処方箋がなくても買えるようになったのが最近のことなので、副作用などの情報があつたらすぐに知らせてくれるとのこと。

☆電子カルテ・電子おくすり手帳

郷里の父が急に倒れて意識がない。このところ体調が悪く、いろんな病院でいろんな薬をもらい、市販薬もいろいろ買って飲んでいたらしいが、担ぎ込まれた病院で、普段どんなクスリを飲んでたかと聞かれても私には断片的にしかわからない。おくすり手帳は何冊もあつたがほとんど何も書かれていない。1人1人の既往症や服薬情報がデータとして一元化され、必要に応じて専門家がアクセスできる仕組みがあれば…

## ネット販売で懸念されることは何か

医薬品販売業者の義務 (法の要求事項)	これまでに挙げられた懸念点	対応策	要検討事項
許可を得た者のみ販売可能	無許可営業の増加(消費者の誤認を誘発)	何らかの表示義務	法改正が必要?
一般用医薬品のみ販売可能	処方薬・模造医薬品などを販売するサイトの増加(消費者の誤認を誘発)		
区分ごとの販売従事者	資格者がどうか確認できない	資格者の経歴表示・データベースへのリンク・第三者の証	義務とするか
書面による情報提供(第1類)	・購入者の状態を的確に把握できない。 ・購入者が情報提供や相談を希望しない場合でも顔色を見て受診勧奨をする、といったことができない。 ・チェックボックス方式では、十分に情報を引き出すことができない。 ・「なんとなくおかしい」が感じ取れない。	・書面による情報提供は電磁的に可能 ・チェックボックス方式で、購入者の状態を(ある程度)把握可能	「書面」の定義明確化
必要な情報の提供(第2類)			
相談があった場合の情報提供		電話・メール・チャット・動画通話で相談応需可能。	
	・購入者が情報提供や相談を希望しない場合でも顔色を見て受診勧奨をする、といったことができない。 ・チェックボックス方式では、十分に情報を引き出すことができない。 ・「なんとなくおかしい」が感じ取れない。		全ての医薬品販売において必須とするのであれば、法的義務とすべきか。
	子供が年齢を偽って購入してしまう。	・個人認証厳格化 ・決済をクレジットカードに限定 ・年齢制限のあるものは販売自粛	
	自殺目的など乱用・薬物依存を見抜けない。	購入数量制限の仕組みはシステム上容易。	
	販売責任が不明確。	通信販売の届出、特定商取引法の表示義務があるので所在は明確。	
	違反があっても法執行が十分にできない。		ネット販売を禁止すれば現在の違法行為がなくなるか?
	法律を守らない事業者がいる。		ネット販売全般を禁止する理由となり得るか
	個人情報・プライバシー情報の扱いに不安。	広告目的など第三者との共有についての厳格な規律(対面も同様)。	